

YOKE 語学ボランティア紹介制度

この制度は、
通訳が必要な外国人の方に、
登録された語学ボランティア
を紹介する制度です。

こんな時は ご相談ください

- 私立学校での面談
- 幼稚園での面談
- 税金・年金の相談
- 自治会・町内会への参加
- 職業訓練の相談
- 家庭裁判所での調停手続
- 運転免許の更新

etc.,

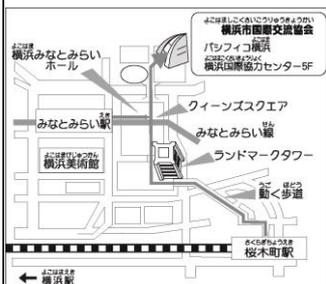
公益財団法人
横浜市国際交流協会
(YOKE)

TEL:045-222-1173

FAX:045-222-1187

ホームページ:

<http://www.yokeweb.com/>



みなとみらい線 みなとみらい駅徒歩7分
JR/市営地下鉄 桜木町駅徒歩15分

利用の方法

1. 通訳できる言語

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、フランス語、タガログ語、インドネシア語、ロシア語、その他。

2. 紹介できる内容

主に横浜市内の公的機関・団体等で手続き・説明・相談などを行う際の通訳。但し、以下の場合を除きます。

- (1) 政治・宗教・営利を目的としたもの
- (2) ボランティアとしての通訳を超えるもの（医療通訳、司法通訳など）
- (3) 公序良俗に反する内容
- (4) その他本事業の目的にそぐわないもの

※横浜市通訳ボランティア派遣制度で対応可能な場合は、同制度を利用します。（通訳謝礼不要）

3. 依頼できる機関・人

- (1) 原則として横浜市に在住・在勤・在学する外国人本人（代理人可）
- (2) 原則として横浜市にある、営利を目的としない団体・組織
- (3) その他協会が必要と認めたもの

4. 通訳の依頼方法

- (1) 原則として希望日の1週間前までに、「YOKE語学ボランティア紹介依頼票」を協会へ提出する。
- (2) 協会が申込内容が適当であると認めた場合は、語学ボランティアのマッチングを行います。

5. ボランティアへの謝礼の目安

依頼者とボランティアの協議によって決定します。1回あたり3,000～4,000円程度が目安となります（交通費含む）。謝礼は、通訳の当日に直接語学ボランティアへお支払いください。

6. 連絡先

横浜市多文化共生総合相談センター
(11言語対応可)

TEL: 045-222-1209

FAX: 045-222-1187

E-mail: t-info@yoke.or.jp

★ご確認ください★

●語学ボランティアは、ボランティア活動でありプロの通訳ではありません。通訳により生じた責任については、依頼者が負うものとします。

●この制度は、ボランティアの自主的な社会参加と依頼者の責任による事業であり、当事者間に発生したトラブルについては、当事者間の責任によるものとします。

●ボランティアのレベルチェックは行っていませんので、ボランティアとの事前連絡時に依頼者ご自身で求めるレベルについて確認してください。

●語学ボランティアは、通訳を通して知り得た個人情報及びプライバシーに関する内容について口外しないことを約束しています。

●当事業は、ボランティアの協力により実施するものですので、依頼内容等を鑑みお引き受けできない場合もあります。

